

公益社団法人大垣青年会議所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会議所は、公益社団法人大垣青年会議所(英文名 Junior Chamber International Ogaki)(以下、「本会議所」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所の主たる事務所は、岐阜県大垣市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の真摯な情熱を集結し、社会開発の理念に基づく経済の発展と福祉国家の実現をはかり、かつ、指導力開発を基調とした自己の啓発につとめるとともに、国際理解と親善を助長して、日本及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とし、次条に定める事業を実施する。

(事業)

第4条 本会議所は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
 - (2)教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 - (3)地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
 - (4)国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
 - (5)地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - (6)公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
 - (7)国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業
 - (8)前各号に掲げるもののほか、本会議所の公益目的の達成に必要な事業
- 2 前項に定めるもののほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1)指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
 - (2)国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所並びに国内国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し、相互理解と親善を増進する事業
 - (3)諸会議、諸大会の開催
 - (4)本会議所の目的を達成するために必要な事業

- 3 前各項の事業は、岐阜県において行うものとする。

(運営の原則)

第5条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

- 2 本会議所はこれを特定の政党及び宗教のために利用しない。

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度(以下、「年度」という。)は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第7条 本会議所の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種(以下、これらの総称を「会員」という。)に分ち、それぞれの資格を有する。但し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(正会員)

第8条 正会員は、西濃地域2市9町及びその近郊に居住又は勤務する20才以上40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者とする。但し、年度途中において40才に達した正会員は、その年度終了に至るまで、なお正会員の資格を有する。

- 2 すでに他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となることはできない。

(特別会員)

第9条 特別会員は、40才に達した年の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者とする。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認された者とする。

(入会の手続)

第11条 本会議所に正会員又は賛助会員として入会を希望する者は、正会員2名以上の推薦により、所定の入会申込書に署名押印して、これを理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書が提出された場合には、理事会は、その諾否を決定し、入会を希望する者及び推薦をした者に通知しなければならない。

(入会日)

第12条 本会議所に入会を承認された者の入会日は、毎年1月1日付をもってする。
(会員資格の変更)

第13条 正会員は、理事会の承認をうけて賛助会員にその資格を変更することができる。

- 2 正会員の内、年度内に40才に達する者は、理事会の承認をうけて、特別会員にその資格を変更することができる。

(会員資格の変更日)

第14条 前条に規定する会員資格の変更は、その理由の生じた年の翌年1月1日付をもってする。

第15条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 特別会員及び賛助会員は、この定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成を助成するに必要な事業に参加する権利を享有する。

(会員の義務)

第16条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的を達するに必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第17条 会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、別に定める規則により入会に際して所定の入会金を納入し、毎年度定められた会費を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 前項に規定する納入義務は、入会金については入会の日、通常会費については毎年1月1日、臨時会費については理事会又は総会の定めた日に確定する。
- 3 会員が本会議所に債務を負ったときは、指定された期日までに弁済しなければならない。
- 4 納入義務の確定した入会金、会費及びその他の債務は、いかなる理由があってもこれを免除しない。
- 5 既納の入会金及び会費は、いかなる場合においても返還しない。

(正会員の出席義務)

第18条 正会員は、本会議所の行事につとめて出席しなければならない。

(届出義務)

第19条 会員は、その身分などに関する所定の事項を書面で理事長に届出し、会員名簿に登録しなければならない。

- 2 前項の登録事項に異動を生じたときは、すみやかに変更届を理事長に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第20条 会員は、次の理由によってその資格を失う。
- (1)退会したとき
 - (2)死亡(失踪宣告を含む)又は解散したとき
 - (3)禁固以上の刑に処せられたとき
 - (4)破産、再生手続開始の決定、又は後見、保佐開始の審判があったとき
 - (5)除名したとき
 - (6)督促をしたにもかかわらず、納入期限から1カ年を経過しても、会費の納入をせず、又はその他の債務の弁済をしないとき
 - (7)すべての正会員が同意したとき

(退会)

- 第21条 本会議所を退会しようとする会員は、理事長に届出書を提出し、理事会に受理されなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除名)

- 第22条 正会員が、次の各号の一つに該当することとなったときは、総会においてすべての正会員の議決権の3分の2以上の多数により除名することができる。
- (1)本会議所の目的に反する行為をなし、又は事業の遂行を害する行為をしたとき
 - (2)本会議所の信用を傷つけ、又は会員として不名誉な行為をしたとき
 - (3)会費の納入及びその他の債務弁済の義務を履行しなかったとき
 - (4)前各号のほか、会員としての適格性を著しく欠くと認められるに至ったとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員又は賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、その会員を除名することができる。
- 4 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(入会等の公示)

- 第23条 理事長は、第11条、第13条及び第20条の規定により、会員について、その資格の得喪が決定した場合には、すみやかにこれを公示するものとする。

第3章 総 会

(総会の構成)

- 第24条 本会議所のすべての正会員をもって、総会を構成する。
- 2 監事は総会に出席して意見を述べることができる。

- 3 第1項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の種類)

第25条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 毎年1月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第26条 通常総会は、毎年1回、理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

(1)理事長が、必要と認めたとき

(2)理事会が、招集を必要と決議したとき

(3)議決権を有する正会員の5分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面で、招集の請求が理事長にあったとき

- 3 前項第3号に規定する総会は、その請求を受け取った日から30日以内に招集しなければならない。

(総会招集の手続)

第27条 総会を招集するには、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を記載した書面又は正会員の承諾を得て電磁的な方法をもって、会日の10日前までに、通知を発していなければならない。但し、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる場合を除いて、すべての正会員の同意がある場合には、招集手続を省略することができる。

- 2 総会の開催場所は、本会議所の主たる事務所の所在地又はこれに隣接する地でなければならない。

(総会の定足数)

第28条 総会は、議決権を有する正会員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。

(総会の議決方法)

第30条 総会の議事は、本定款に定めるもののほか、出席正会員の議決権の過半数によってこれを議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

(会員の議決権)

第31条 正会員は、総会における各1個の議決権を有する。

- 2 正会員は、第27条の規定により、あらかじめ通知された事項について、書面又

は本会議所の承諾を得て電磁的な方法をもって議決権を行使し、又は他の出席正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において第28条及び第30条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 前項の場合、代理権を証する書面を本会議所に提出又は本会議所の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的な方法により提供することを要する。

(総会の議決事項)

第32条 総会は、本定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1)定款の変更
- (2)事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3)事業報告、収支決算、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4)解散及び残余財産の処分
- (5)会員の除名
- (6)入会金及び会費に関する規定の制定、改廃
- (7)資金の運用に関する規定の決定、変更及び廃止、若しくは資金の取り崩し
- (8)理事長の選定又は解職
- (9)副理事長、専務理事、常任理事、理事及び監事の選任又は解任
- (10)顧問の選任及び直前理事長又は顧問の解任
- (11)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (12)合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (13)理事会において総会に付議した事項
- (14)前各号のほか、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の特別決議)

第33条 前条第1号、第4号から第7号、第9号のうち監事の解任、第11号及び第12号に掲げる事項又はその他法令で定められた事項を総会で決議するには、すべての正会員の議決権の3分の2以上の多数による特別決議を要する。

- 2 前項の議事に関する第27条の通知には、付議事項の内容及び提案の理由をあわせて記載しなければならない。

(総会の議決事項の通知)

第34条 理事長は、総会の終了後、遅滞なくその議決事項を会員に書面又は電磁的な方法により通知しなければならない。

(総会の議事録)

第35条 総会の議事については、その開催の要領及び経過並びに結末を記載した議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が理事のうちから指名した作成者により作成し、議長及び出席役員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。
- 3 総会の議事録は総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 役員

(役員の種類及び数)

第36条 本会議所に、次の役員をおく。

- (1)理事長 1名
 - (2)副理事長 2名以上5名以内
 - (3)専務理事 1名
 - (4)常任理事 5名以内
 - (5)理事 10名以上30名以内
 - (6)監事 2名又は3名
- 2 理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び理事をもって、一般社団・財団法人法上の理事(以下、これらを総称して「理事」という。)とする。
 - 3 第1項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
 - 4 副理事長、専務理事、常任理事及び第41条第6項の理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項の業務執行理事とする。

(役員資格及び選任)

第37条 役員は、正会員であることを要する。但し、監事は会員であれば足りる。

- 2 監事は、他の役員若しくは使用人を兼ねることができない。
- 3 役員は、すべて総会において選任する。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員任期)

第38条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。但し、再任を妨げない。

- 2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年

の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。但し、再任を妨げない。

- 3 増員のため選任された理事の任期は第1項の規定にかかわらず、現任者と同時に終了する。
- 4 補欠のため選任された役員の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任者と同時に終了する。
- 5 役員は、第36条に定める定数に足りなくなるときは、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは役員として権利義務を有し、その職務を行わなければならない。

(役員の前任)

第39条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 監事が、その任期中の総会において、次年度の理事長に選定されたときは、直ちに監事を辞任しなければならない。

(役員の前任)

第40条 役員の前任は、総会の決議による。

- 2 役員が、第20条の規定の適用を受け、会員の資格を喪失したときには、直ちに資格喪失を理由に退任する。

(役員の前任)

第41条 理事は、理事会において、この定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、本会議所を代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を掌握する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して事務局を統括する。
- 5 常任理事及び理事は、理事長を補佐し、所務を処理する。
- 6 理事会は、理事長以外の理事の中から、業務を執行する者を選任することができる。
- 7 理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び前項の業務を執行する理事は、毎年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事の職務執行を監査する。
- 9 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監事の理事会への報告義務)

第42条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実がある

と認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監事の理事会への出席義務等)

- 第43条 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事の総会に対する報告義務)

- 第44条 監事は理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

- 第45条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(直前理事長及び顧問)

- 第46条 本会議所に、直前理事長1名、顧問若干名をおくことができる。
- 2 直前理事長は、総会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。この場合において、必要なときは理事会に陪席することができる。
 - 4 直前理事長の任期は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とし、正会員であることを要しない。
 - 5 顧問は、総会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 6 顧問の委嘱期間は1年とし、再委嘱を妨げない。
 - 7 顧問は、理事長の諮問に答え、本会議所の業務執行について、意見を述べることができる。この場合において、必要なときは理事会に陪席することができる。
 - 8 直前理事長及び顧問の辞任及び解任は第39条第1項及び第40条の規定を準用する。

(取引の制限)

- 第47条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を

開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第48条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬等)

第49条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第50条 本会議所に理事会を置く。

- 2 本会議所の役員をもって、理事会を構成する。
- 3 直前理事長、顧問及び理事長が必要と認めた会員は、理事会に陪席し、意見を述べることができる。

(理事会の種類)

第51条 本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(理事会の招集)

第52条 定例理事会は、毎月1回、理事長が招集する。

- 2 臨時理事会は、次に掲げる場合、理事長が招集する。
 - (1)理事長が必要と認めたとき
 - (2)各理事から招集の請求があったとき
 - (3)第43条第2項に定めるとき
- 3 前項第2号の招集請求は、書面をもって会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を理事長に請求することによって行う。この場合において、正当な理由なく請求の日から5日以内にその日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられないときは、請求した者が、理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集するには、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を記載した書面又は電磁的な方法をもって、会日の5日前までに役員に通知を発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第53条 理事会の議長は、理事長又は理事のうち理事長が指名した者があたる。

(理事会の定足数)

第54条 理事会は、理事の過半数の出席かつ監事1名以上の出席をもって成立する。

(理事会の議決方法)

第55条 理事会の議事は、本定款に別に定めるもののほか、会議に出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事会の議事については、書面により又は代理人への委任によって、その議決権を行使することができない。

(理事会の特別決議)

第56条 理事会の特別決議は、会議に出席した理事の3分の2以上の多数をもって行う。

(理事会の権限)

第57条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1)総会で決議した事項の執行
- (2)総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3)規定及び細則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4)理事の職務の執行の監督
- (5)前各号のほか、本会議所の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1)重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2)多額の借財
 - (3)重要な使用人の選任及び解任
 - (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5)内部管理体制の整備(理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
 - (6)第48条の決定

(報告の省略)

第58条 理事若しくは監事が役員全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第41条第7項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

- 第59条 理事会の議事について、議長は、理事のうちから作成者を1名指名して法令の定めるところにより議事録を作成させ、出席した理事長(理事長が欠席した場合は出席理事)及び監事が、これに記名押印して保存しなければならない。
- 2 理事会の議事録は理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(傍聴)

- 第60条 理事会を傍聴しようとするものは、あらかじめその旨を理事会に申請しなければならない。

第6章 委員会及び例会

(委員会の設置)

- 第61条 本会議所は、その目的を達成するために必要な事項を調査、研究、審議し又は実施するために、委員会を設置する。
- 2 前項のほか、必要に応じ、理事会の議決によって、臨時又は特別の委員会を設けることができる。

(委員長及び委員の任命)

- 第62条 委員会の委員長は、理事長が監事を除く役員のうちから任命する。
- 2 委員は、理事長が正会員のうちから委嘱する。
- 3 臨時又は特別の委員会の委員長及び委員は、理事長が正会員のうちから任命又は委嘱する。

(委員長の辞任及び解任)

- 第63条 委員長は、相当の理由により職務の遂行が困難となったときには、届出書を提出し、理事長の承認を得て辞任することができる。
- 2 理事長は、委員長に、著しく不適格と認められる理由が生じたときには、理事会に諮った後当該委員長を解任することができる。

(例会)

- 第64条 本会議所は、毎月1回以上、例会を開く。但し、理事会の決議により変更することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び収支)

- 第65条 本会議所の資産は、次に掲げる収支をもって構成する。
- (1)財産目録に記載された財産

- (2)入会金
- (3)会費
- (4)寄附金
- (5)補助金
- (6)事業又は資金から生じる収入
- (7)その他の収入

2 本会議所の経費は、前項の収入をもって支弁する。

(会計区分)

第66条 本会議所の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等毎に特別の会計として経理しなければならない。

(財産請求権)

第67条 本会議所の会員は、その資格を喪失したとき、本会議所の財産に対しいかなる請求もすることができない。

第8章 管 理

(事業計画及び収支予算)

第68条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告書等)

第69条 本会議所の事業報告及び決算については、毎年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6)財産目録

2 前項、第72条第1項第2号、第3号、第8号及び第9号の書類については、毎

年度の経過後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 本会議所は、法令の定めるところにより、第1項の通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を、総会終了の日後5年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置くものとする。
- 4 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すか本会議所の財産に繰り入れられるものとし、剰余金の分配は行わないものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第70条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得た上で、総会においてすべての正会員の3分の2以上の多数による特別決議を要する。

- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

(公益目的取得財産額残額の算定)

第71条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎年度、当該年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、次条第1項第9号の書類に記載するものとする。

(備付け書類)

第72条 主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1)定款その他諸規則
 - (2)会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3)理事及び監事の名簿
 - (4)認定、認可等及び登記に関する書類
 - (5)定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6)第68条の書類
 - (7)第69条の書類
 - (8)監査報告
 - (9)運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (10)その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項第1号及び第2号の書類は主たる事務所に備え置き、第3号、第7号から第9号の書類は主たる事務所に5年間備え置き、第6号の書類は主たる事務所に当該年度末日まで備え置き、いずれも一般の閲覧に供するものとする。
 - 3 第1項の書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

(備置書類の閲覧拒否)

第74条 本会議所は、その業務を処理するため、主たる事務所の所在地に事務局を設置する。

- 2 事務局には、理事会の承認を得て、事務局長1名を置くことができる。
- 3 事務局長は、専務理事の命をうけて庶務を処理する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第75条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第76条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第77条 本会議所の定款は、総会の特別決議により変更することができる。

(解散事由)

第78条 本会議所は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)破産手続開始の決定
- (2)総会の特別決議
- (3)正会員の欠乏
- (4)合併(合併により本会議所が消滅する場合に限る。)
- (5)解散を命ずる裁判

(公益認定取消等に伴う贈与)

第79条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会議所が消滅する場合(その他権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第80条 本会議所の解散のときに存する残余財産は、総会の特別議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第81条 本会議所を解散する場合には、解散の日を含む年度の理事長、副理事長、専

務理事、常任理事及び理事の全員が清算人となり、清算事務を処理する。

(解散後の会費徴収)

第82条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員から徴収することができる。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第83条 本会議所の公告は、電子公告により行う。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第12章 雑 則

(運営規則への委任)

第84条 本会議所は、本定款の運用を円滑にし、これを補足するために、理事会の特別決議を経て、別に運営規則を定める。

附 則(平成24年8月30日)

(施行期日)

第1条 本定款の変更は、一般社団・財団法人に関する法律及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

第2条 本会議所の設立当初の役員及びその任期は、第37条第3項及び第38条第1項並びに第2項にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、任期は一般社団法人の設立の登記の日からその年の12月31日までとする。

第3条 本会議所の設立初年度の事業計画及び予算は、第68条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

第4条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散については登記の日の前日をもその事業年度の末日とし、一般社団法人の設立の登記

の日をその事業年度の開始日とする。

第5条 本会議所設立の日に社団法人大垣青年会議所の会員であった者に係る本会議所への入会金及び設立初年度の会費は第17条の規定にかかわらず納入義務を免除する。

附 則(平成26年12月3日)

(施行期日)

第1条 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

附 則(平成27年6月30日)

(施行期日)

第1条 この定款の変更は、平成27年6月30日から施行する。

附 則(平成30年12月3日)

(施行期日)

第1条 この定款の変更は、平成30年12月3日から施行する。